

周南市老人福祉センター 施設分類別計画



新南陽老人福祉センター

平成31年3月

周南市

目次

第1章	計画の目的	1
第2章	施設の設置目的	1
第3章	対象施設	1
第4章	施設の現状と課題	3
第5章	施設を取り巻く状況	4
第6章	個別施設の一次評価の実施	4
第7章	今後の施設の方向性	8
第8章	計画期間	8
第9章	その他	8
	参考資料（個別施設の一次評価の検討内容）	9

第1章 計画の目的

この計画は、周南市において設置し管理している「周南市新南陽老人福祉センター」（以下、「新南陽老人福祉センター」という。）について、現状や時代背景等も踏まえた上で、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的

老人福祉センターは、昭和52年に厚生省社会局長が各都道府県知事に出した通知に沿って全国で設置されています。

「新南陽老人福祉センター」は、趣味や講座、機能回復訓練などを通じた高齢者の生きがいをづくりを目的として、昭和54年に旧新南陽市において整備されたものです。

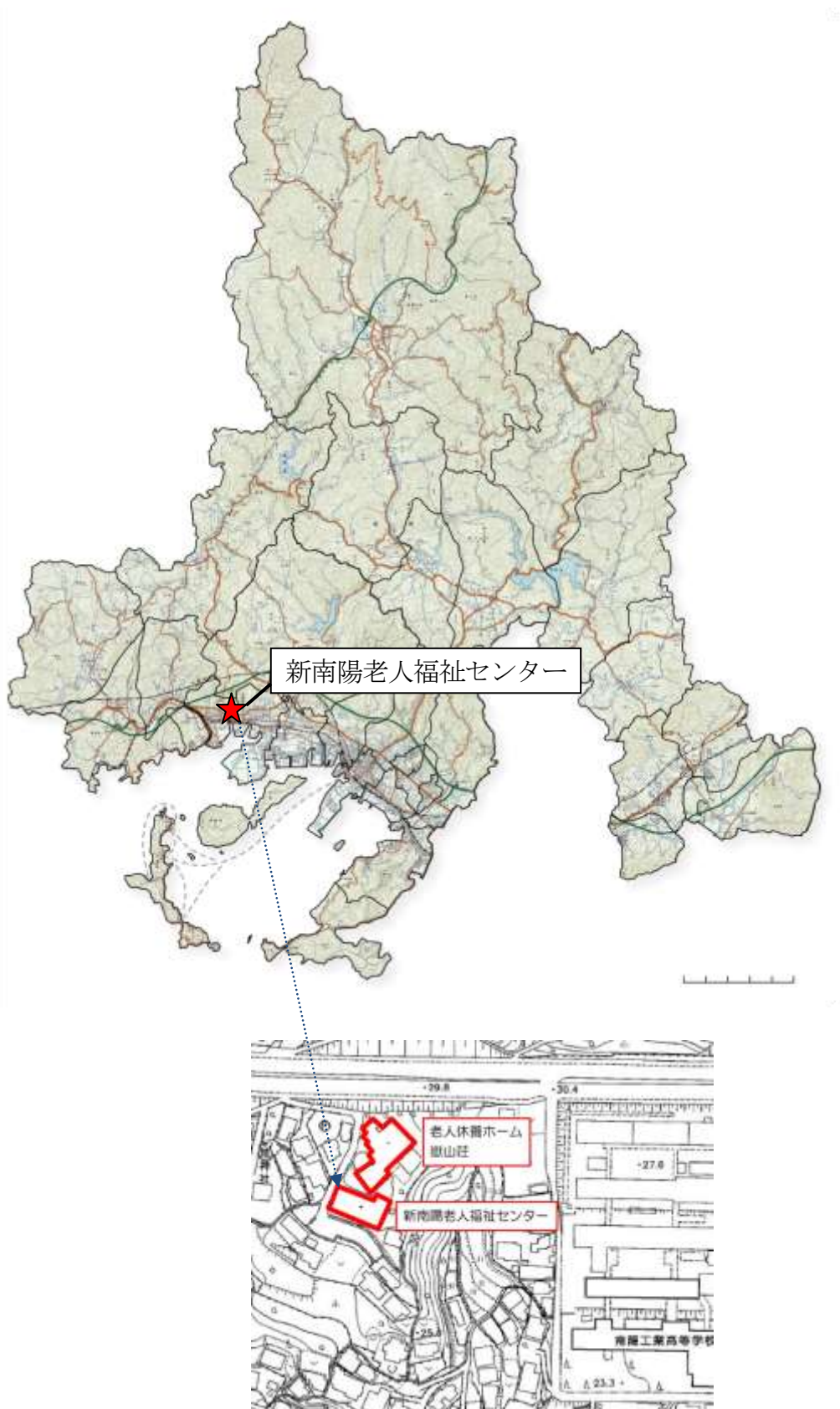
第3章 対象施設

本計画の対象となる施設は次のとおりです。

施設名	所在地	地区
新南陽老人福祉センター	温田一丁目10番1号	富田西

老人福祉センターの位置は次のとおりです。

老人福祉センター 位置図



第4章 施設の現状と課題

(1) 施設・設備の状況と課題

新南陽老人福祉センターは、周南市において設置し管理している「老人休養ホーム嶽山荘」と隣接し、渡り廊下でつながっているため、相互利用が可能です。

築30年以上経過し、施設の老朽化が進んでおり、補修・修繕費が増大していくことが見込まれます。

耐震診断（一次診断）では、耐震性なしの結果が出ています。（ I_s 値=0.78）

高齢者対象の施設であるにもかかわらずエレベーターがなく、バリアフリーに対応していません。建物の一部が土砂災害警戒区域にかかっています。

昭和58年に陶芸小屋を増設しています。施設の一部を老人クラブ新南陽支部の事務所として使用しています。

施設名	建築年	経過年数	延床面積	構造	備考
新南陽老人福祉センター	S54.3	39年	712.04 m ²	RC造 2階建	土砂災害警戒区域
	主な構成施設		バリアフリーの状況		
	事務室、会議室、保健室、相談室、機能回復訓練室、茶室、講座室、図書館、和室、大広間 別棟の陶芸小屋あり		入口段差解消、多目的トイレ有		

（経過年数は平成31年3月1日現在）

(2) 管理の状況

平成18年度から指定管理者制度を導入しており、当初から同じ指定管理者により管理されています。

施設名	指定管理者	現指定管理期間
新南陽老人福祉センター	社会福祉法人 周南市社会福祉協議会	H28.4.1～H33.3.31

(3) 提供しているサービスの状況と課題

高齢者のための趣味や講座等のレクリエーション活動、介護予防のための通いの場（いきいき百歳体操）、機能回復訓練等のための設備があり、高齢者の介護予防と生きがいづくりの場として活用されています。また、健康相談や生活相談等を受けています。

利用者数は、介護予防のための通いの場の新設や、近隣住民へのPR等により増

加傾向が続いています。

利用料は、国の通知（「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について（昭和52年8月1日社老第48号）」）により無料となっています。

利用者数の推移

（単位：人）

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
年間延べ利用者数	17,022	17,041	19,992	19,919	20,325
1日あたり平均利用者数	57.1	57.1	66.9	67.1	68.2

第5章 施設を取り巻く状況

老人福祉センターは、山口県では21カ所、13市中9市で設置されています。新南陽老人福祉センターは嶽山荘と隣接しており、高い相乗効果が得られています。

国の通知においても、他の社会福祉施設等における設備の一部の共用や、職員の兼務が認められており、嶽山荘と一体的に管理することにより、効率的で効果的な運営が図られています。

しかし、耐震性がないこと、またバリアフリー対応の必要があること等から、施設の大規模改修についても検討する必要があります。

第6章 個別施設の一次評価の実施

ここでは、本計画の次章以降において「今後の施設の方向性」や「各施設の今後の取扱い」を決定するにあたり、周南市公共施設再配置計画の第7章の「アクションプラン」の『施設分類別計画』の策定において、判断材料の一つを提供するため行うこととしている「一次評価」を実施し、その結果を示すものとします。

一次評価は、定められた「機能の評価・検証シート」等を用いて施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから、機械的に結果を導き出すものであり、導き出された結果はあくまで最終的な判断・決定にあたっての材料として活用します。

(1) 今後の施設の方向性の抽出

施設で提供しているサービスに着目し、そのサービスについての今後の方向性（存続・廃止）から、施設の状況を加味して、施設の想定される方向性（選択肢）を導き出します。

この作業に使用したのは以下の「機能の評価・検証シート」です。

評価項目	検証項目	
公共性	公益性	①今日的な視点から、設置目的の意義が低下していないか。 A: 低下していない B: 低下しつつある C: 低下している
		②利用実態が設置目的に即したもとなっているか。 A: 設置目的に即している B: 設置目的が無くなりつつある C: 設置目的に即していない
		③サービス内容が設置目的に即したもになっているか。 A: 設置目的に即している B: 設置目的から低下している C: 設置目的に即していない
	必要性	①市民の安心・安全の確保など、市民生活を営む上での重要性は高いか。 A: 重要性は高い B: 重要性はさほど高くない C: 重要性は低い
		②市の施策を推進する上での必要性は高いか。 A: 必要性は高い B: 必要性はさほど高くない C: 必要性は低い
		③法律等により設置が義務づけられているか。 A: 設置が義務づけられている B: 法律等で定められているが必置ではない C: 義務づけられていない
有効性	利用度	①前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。 A: 3年連続で増加 B: その他 C: 3年連続で減少 D: 非該当
		②幼稚園や保育園、入居施設など、前年度の充足率はどうか。 ※該当施設のみ回答 A: 90%以上 B: 70～89% C: 70%未満 D: 非該当
		③今後の人口減少社会にあって、利用者数の見込みはどうか。 A: 増加の見込み B: 横ばいの見込み C: 減少の見込み D: 非該当
	互換性	①当該施設の利用実態から、利用圏域はどうか。 A: 広域 B: 準広域 C: 地域
		②利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。 (本市が保有する施設に限らず、県施設、民間施設も含む。) A: 存在しない B: 存在するが市内にはない C: 存在する
		③補助金などの代替施策で対応できるものか。(ハコモノ以外で) A: 対応不可能 B: 検討の余地あり C: 対応可能
代替性	民間参入の可能性	①行政以外にサービスを提供する民間事業者等の存在を確認し、民間参入の可能性はどうか。(民営化の可能性の検討) A: 可能性はない B: 検討の余地あり C: 可能性がある
		②施設運営に民間事業者等のノウハウの活用が期待できるか。 (指定管理者制度及び包括管理業務委託の導入の検討) A: 期待できない B: 検討の余地あり C: 期待できる
		③市が施策を推進するにあたって、市が自ら運営主体として関与しなければならない施設かどうか。 A: 関与する必要性が高い B: 関与する必要性はさほど高くない C: 関与する必要性は低い
効率性	コスト	①前年度までの過去3年間の利用者1人当たりのコストの推移はどうか。 A: 3年連続で減少 B: その他 C: 3年連続で増加 D: 非該当
		②前年度の利用者1人当たりのコストはどうか。 A: 低い B: 妥当 C: 高い D: 非該当
		③前年度の収入と支出の状況から、受益者負担の割合の妥当性はどうか。 ※公の施設のみ回答 A: 適正(50%以上) B: 検討の余地あり(30～49%) C: 不適正(30%未満) D: 非該当

機能の評価・検証シート

1) [第1ステップ] サービスの今後の可能性の検討

施設において提供しているサービスについて、

「サービス主体の適正化」「サービス水準の適正化」「サービス配置の適正化」「事業手法の適正化」という4つの視点から、その視点ごとにサービスの今後の方向性(存続・廃止)を検討します。

2) [第2ステップ] 建物の方向性の検討

第1ステップにおいて4つの視点ごとに出されたサービスの今後の方向性（存続・廃止）に従って、それぞれの建物（施設）の方向性（選択肢）を抽出します。

各ステップの考え方を一覧にすると、以下の表のとおりです。

項目	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの今後の可能性の検討 (機能の評価・検証シートによる評価)	今後の可能性があるサービスの方向性	サービスの視点からの「建物の方向性」の検討 (機能の評価検証シートによる評価)	導き出された「実現の可能性が高い建物の方向性」
サービス主体の適正化	<p>“市がサービスの提供を続けなければならないか？”といった視点から民間サービスによる代替性を検討</p> <p>⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 代替性（民間参入の可能性） ① 民間化の可能性はある ② 代替性（民間参入の可能性） ③ 市が自ら運営主体として関与する必要が低い 公共性（必要性） ③ 法律等による設置義務付けなし 	<ul style="list-style-type: none"> サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合 	<ul style="list-style-type: none"> 有効性（互換性） ② 同種、類似の民間施設が存在 	<ul style="list-style-type: none"> 存在しない ⇒ 民間譲渡の可能性 存在する ⇒ 廃止の可能性
		<ul style="list-style-type: none"> 有効性（互換性） ② 同種、類似の他自治体施設等が存在する 	<ul style="list-style-type: none"> サービス存続 	<ul style="list-style-type: none"> 同種、類似の他自治体施設等が存在する 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 共同利用の可能性
		<ul style="list-style-type: none"> 有効性（互換性） ③ 補助金などの代替施策で対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> サービス廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金などの代替施策で対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 廃止の可能性
サービス水準の適正化	<p>“施設の量（数、面積）は現状のままではよいのか？”といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模（延べ床面積）の見直しの可能性を検討</p> <p>⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共性（公益性） ① 設置目的の意義が低下している 公共性（公益性） ② 利用実態が設置目的に即していない 公共性（公益性） ③ サービス内容が設置目的に即していない 	<ul style="list-style-type: none"> サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ 廃止の可能性 建築から30年未満の施設 有効性（互換性） ① 利用圏域 	<ul style="list-style-type: none"> 地域以外 ⇒ 転用の可能性 地域 ⇒ 地域譲渡の可能性
		<ul style="list-style-type: none"> 有効性（利用度） ① 過去3年間の利用者数が減少 有効性（利用度） ③ 今後の利用者数が減少見込み 有効性（互換性） ② 同種、類似の市施設が存在 	<ul style="list-style-type: none"> サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合 	<ul style="list-style-type: none"> 統合による施設数の削減 統合が可能な施設が周辺にある 統合が可能な施設が周辺にない 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 統合の可能性 ⇒ 継続利用（規模縮小）の可能性
		<ul style="list-style-type: none"> ② 同種、類似の市施設が存在 	<ul style="list-style-type: none"> サービス存続 	<ul style="list-style-type: none"> 統合による施設数の削減 統合が可能な施設が周辺にある 統合が可能な施設が周辺にない 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 統合の可能性 ⇒ 継続利用（規模縮小）の可能性
サービス配置の適正化	<p>“サービスを提供する建物や業所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？”といった視点から、サービス提供に資する建物の継ぎの削減の可能性を検討</p> <p>⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> サービス集約のメリットを定性的に評価 ・複合化（集約化）の検討 	<ul style="list-style-type: none"> サービス存続 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ 複合化（集約化）の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 複合化（集約化）の可能性
		<ul style="list-style-type: none"> 個別施設のサービス内容を評価 ・サービス内容の重複 ・貸室の稼働率 	<ul style="list-style-type: none"> サービス存続 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の老朽度 建築から30年以上経過 ⇒ 複合化（共用化）の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 複合化（共用化）の可能性
		<ul style="list-style-type: none"> 有効性（利用度） ① 過去3年間の利用者数が減少 有効性（利用度） ③ 今後の利用者数が減少見込み 	<ul style="list-style-type: none"> サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合 	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 多目的化の可能性
手法の適正化	<p>“サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せられるか？”といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討</p> <p>⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 代替性（民間参入の可能性） ② 民間事業者のノウハウの活用が期待できる 効率性（コスト） ① 過去3年間のコストが増加 効率性（コスト） ② 利用者1人当たりのコストが高い 効率性（コスト） ③ 受益者負担の割合が妥当ではない 	<ul style="list-style-type: none"> サービス存続 ※民間事業者のノウハウの活用が期待でき、かつ効率性①又は②の項目のどれか1つが該当する場合 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合 		<ul style="list-style-type: none"> 民間活力の拡大（指定管理、PFI/PPP）の可能性 ⇒ 受益者負担の見直しの可能性

各ステップでの考え方

最終的に導き出される施設の方向性とその内容は下の一覧のとおりです。

取組み方策の種類		内容
サービスについての今後の方向性	施設の状況を加味した、施設の想定される方向性(選択肢)	
存続	「A: 統廃合」	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
	「B: 複合化(集約化)」	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
	「C: 複合化(共用化)」	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
	「D: 多目的化」	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
	「E: 継続利用(現状維持)」	現状維持のまま継続的に利用します。 ※サービスの向上やコストの見直しについて検討します。
	「F: 継続利用(規模縮小)」	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。 ※サービスの向上やコストの見直しについて検討します。
	「G: 共同利用」	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	「H: 廃止」	施設を廃止します。
	「I: 転用」	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
	「J: 民間譲渡」	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡(売却)します。
	「K: 地域移譲」	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

導き出される施設の方向性とその内容

(2) 優先的に検討すべき事由

次に、施設分類ないにおける個々の施設において、安全対策又は再配置などの検討を優先的に行う施設を機械的に抽出しました。

ここでは、経過年数が及び耐震性(Is値)に着目し、

- ア 建築後50年以上の施設又は耐震性がない施設は、優先度が最も高い「A」
- イ 建築後30年以上50年未満の施設は、優先度が中程度の「B」
- ウ 建築後30年未満の施設については、優先度が最も低い「C」としました。

(1) (2)を踏まえ、個別施設の一次評価をまとめたものは次のとおりです。

施設名	経過年数	今後検討をすべき建物の方向性	取組の優先度
新南陽老人福祉センター	39年	「B：複合化（集約化）」	A

なお、一次評価結果に至るまでの検討内容については、「参考資料」として最後に添付します。

第7章 今後の施設の方向性

新南陽老人福祉センターは、趣味・講座や機能回復訓練を通じた高齢者の生きがいつくりの拠点となっており、利用者数も増加傾向にあり、施設の機能を維持する必要があります。

しかし、耐震診断（一次診断）では耐震性がないことやバリアフリー化への対応が求められることから、新南陽老人福祉センターは耐震改修工事等の大規模改修工事、又は近隣の他の施設へ移転することによる複合化により、機能を継続することを検討します。

第8章 計画期間

本計画の計画期間は平成34年度までとします。

第9章 その他

施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて、本計画を見直すことができることとします。

参考資料（個別施設の一次評価の検討内容）

(1) 評価検証結果一覧

施設名	所在地	建設年	経過年数	延床面積 (㎡)	公共性 公益性 ①	公共性 公益性 ②	公共性 公益性 ③	公共性 必需性 ①	公共性 必需性 ②	公共性 必需性 ③
					今日の視点から、設置目的の意義が低下していないか。	利用実態が設置目的に即したもとなっているか。	サービス内容が設置目的に即したもになっているか。	市民の安心・安全の確保など、市民生活を営む上での重要性は高いか。	市の施策を推進する上での必要性は高いか。	法律等により設置が義務づけられているか。
新南陽老人福祉センター	富田西	1979年3月	38	712.04	低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	重要性はさほど高くない	必要性はさほど高くない	義務付けられていない

施設名	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ②	有効性 利用度 ③	有効性 互換性 ①	有効性 互換性 ②	有効性 互換性 ③	代替性 民間参入の可能性 ①	代替性 民間参入の可能性 ②	代替性 民間参入の可能性 ③	効率性 コスト ①	効率性 コスト ②	効率性 コスト ③
	前年度までの過去3年間の利用者数の推移はどうか。	幼稚園や保育園、入居施設など、前年度の充足率はどうか。	今後の人口減少社会にあって、利用者数の見込みはどうか。	当該施設の利用実態から、利用圏域はどうか。	利用圏域の中で、同種、類似の施設は存在するか。	補助金などの代替策で対応できるものか。	行政以外にサービスを提供する民間事業者等の存在を確認し、民間参入の可能性はどうか。	施設運営に民間事業者等のノウハウの活用が期待できるか。	市が施策を推進するにあたって、市が自ら運営主体として関与しなければならない施設かどうか。	前年度までの過去3年間の利用者1人当たりのコストの推移はどうか。	前年度の利用者1人当たりのコストはどうか。	前年度の収入と支出の状況から、受益者負担の割合の妥当性はどうか。
新南陽老人福祉センター	その他	非該当	横ばいの見込み	地域	存在する	対応不可能	可能性はない	期待できる	関与する必要性はさほど高くない	3年連続で減少	非該当	非該当

(2) 一次評価結果一覧

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	(1) サービス主体の適正化										(2) サービス水準の適正化										評価結果
				(1)-1 民間によるサービス提供の事例がある					(1)-2 市内に同様のサービスを提供する国県の施設がある ・周辺自治体で、周南市からアクセスの良い場所に同様のサービスを提供する公共施設がある					(2)-1 施設本来の目的が達成されている。施設整備当時と状況が変化している					(2)-2 施設の利用が少ない、利用者・対象者の減少が見込まれる ・同種施設が複数配置されている					
				代替性 民間参入 ①	代替性 民間参入 ③	公共性 必需性 ③	有効性 互換性 ②	評価結果	有効性 互換性 ②	市有 or 他官公庁 or 民間	対象施設	補助金などの 代替策で 対応できる ものか。	評価結果	公共性 公益性 ①	公共性 公益性 ②	公共性 公益性 ③	建築 経過年数	有効性 互換性 ①	評価結果	有効性 利用度 ①	有効性 利用度 ③	利用圏域 の中で、同種、 類似の施設は 存在するか。 (県施設、民間 施設も含む。)	市有 or 他自治体 or 民間	
新南陽老人福祉センター	富田西	38	712.04	可能性はない	関与する必要性はさほど高くない	義務付けられていない	存在する	市有	三世代交流センター	対応不可能	存在する	市有	三世代交流センター	低下していない	設置目的に即している	設置目的に即している	38	地域	その他	横ばいの見込み	存在する	市有	三世代交流センター	

施設名	所在地	経過年数	延床面積 (㎡)	(3) サービス配置の適正化										(4) 事業手法の適正化										検討結果一覧表													一次評価結果 (検討すべき方向性)							
				(3)-1 複数のサービスを集約することで施設の魅力向上が期待される(利用者が共通、提供サービスに関連性がある、世代間の交流が生まれる、他地域との交流が生まれる など)					(3)-2 施設分類が異なるほかの施設で、同様のサービスを提供している ・同様の建物やスペースを利用して目的や内容が異なるサービスを 提供している					(3)-3 施設が比較的新しくスペースに余裕がある					(4)-1 公共施設に係るコストが増加傾向にある等、コスト効率が悪いと判断される ・市が直接運営する必要は無く、民間参入が可能であり、その効果が期待できるか					代替性 民間参入 ②					効率性 コスト ①					効率性 コスト ②					効率性 コスト ③					
				サービス集約の メリット (メリットあり or 空欄)	建築 経過年数	評価結果	同地域内で、 施設分類が 異なるが同様の サービスを 提供している 施設が複数ある。 ※あれば○	貸館の 稼働率等 を 入力	建築 経過年数	評価結果	前年度までの 過去3年間の 利用者数の 推移はどうか。	今後の人口減少 社会にあって、 利用者数の 見込みはどうか。	延床 面積 (㎡)	建築 経過年数	評価結果	施設運営に 民間事業者等の ノウハウの活用が 期待できるか。	前年度までの 過去3年間の 利用者1人 当たりの コストの推移は どうか。	前年度の 利用者1人 当たりの コストはどうか。	評価結果	前年度の収入と 支出の状況から、 受益者負担の 割合の妥当性は どうか。 ※公の施設のみ回答	評価結果	A: 統合 B: 複合化 (集約化)	C: 複合化 (共用化)	D: 多目的 化	E: 継続 利用 (現状維持)	F: 共同 利用 (規模縮小)	G: 共同 利用 (規模縮小)	H: 廃止	I: 転用	J: 民間 譲渡	K: 地域 移譲	民生の拡大	受益者負担の見直し											
新南陽老人福祉センター	富田西	38	712.04	メリットあり	38	○ B: 複合化 (集約化)			38			その他	横ばいの見込み	712	38		期待できる	3年連続で減少	非該当																					「複合化(集約化)」				

周南市老人福祉センター施設分類別計画

平成 31 年 3 月

周南市福祉医療部高齢者支援課

〒745-8655

周南市岐山通 1 丁目 1 番地

TEL (0834) 22-8461

メール koreishien@city.shunan.lg.jp